

○ 刑法

第130.00条【性犯罪；定義】

本条においては、次の定義が適用される。

1. 「性交」とは、通常の意味を有し、それがいかに軽微なものであったとしても、いかなる挿入についても生じ得る。
2. (a) 「口淫」とは、口と陰茎、口と肛門又は口と女性器外陰部若しくは膣との接触からなる、人間同士の行為をいう。
(b) 「肛門性交」とは、陰茎と肛門との接触からなる人間同士の行為をいう。
3. 「性的接触」とは、いずれか一方の側の性的欲望を満足させる目的で、性器その他の人目につかない人体の部分に接触することをいう。これには、直接又は着衣の上からかを問わず、行為者が被害者に接触することのみならず、被害者が行為者に接触することも含まれ、また、被害者が服を着ているかいないかにかかわらず、行為者が被害者の体の一部に精液をかけることも含まれる。
4. 本条において「婚姻」とは、行為者が、被害者に対し、本条で規定する犯罪を行った時点において、当該行為者と当該被害者との間に、法律によって認められる配偶者としての関係が存在することをいう。
5. 「精神的に無能力である」とは、それがために自己の行為の特性を評価することができない精神病又は精神障害に罹患していることをいう。
6. 「精神的に能力が剥奪されている」とは、同意なくして投与された麻薬若しくは中毒性物質の影響により、又は、同意なくしてなされたその他の行為により、一時的に、自己の行動を評価又は制御することができなくなっていることをいう。
7. 「身体的に無能力である」とは、意識を失っていること、又は、身体的に、行為に不同意であることを伝えられないことをいう。
8. 「強制的強要」は、次のいずれかにより強制することをいう。
 - (a) 身体的有形力の行使又は
 - (b) 彼、彼女若しくは第三者に対する差し迫った死若しくは身体的傷害に対する恐怖、又は、彼、彼女若しくは第三者が直ちに拐取されるといふ恐怖にさらす明示又は黙示の脅迫
9. 「異物」とは、膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に挿入された場合に身体的傷害を生ぜしめるおそれのある器具又は物をいう。

10. 「性的行為」とは、性交，口淫，肛門性交，加重性的接触又は性的接触をいう。
11. 「加重性的接触」とは、医学的目的がないのに、異物を子供の膣，尿道，陰茎，直腸又は肛門に挿入し，それにより当該子供に身体的傷害を与えることをいう。
12. 「ヘルス・ケア・プロバイダー」とは，教育法第131条，第132条，第133条若しくは第141条により，医学，カイロプラクティック，歯科医学若しくは足病学の専門職として，許可若しくは登録された者，許可若しくは登録を求められている者，許可若しくは登録を保留している者，又はあたかも許可若しくは登録を受けているかのようにして専門的業務を提供する者をいう。
13. 「メンタル・ヘルス・ケア・プロバイダー」とは，許可を受けた内科医，許可を受けた臨床心理士，登録された職業的看護師，許可を受けた臨床社会福祉士，又は，内科医，臨床心理士若しくは許可を受けた社会福祉士の監督に服する許可を受けた准社会福祉士をいう。

第130.05条【性犯罪；同意の欠如】

1. 特段の規定の有無にかかわらず，性的行為が被害者の同意なくして行われたことが，本条で規定する全ての犯罪の要件である。
2. 同意の欠如は，次に掲げるもののいずれかにより生ずる。
- (a) 強制的強要
 - (b) 同意する能力がないこと
 - (c) 訴追に係る犯罪が性的虐待又は強制的接触の場合で，強制的強要若しくは同意する能力がないことに加え，被害者が，行為者の当該行為に対して，明示又は黙示に同意することができないあらゆる事情
 - (d) 訴追に係る犯罪が，第130.25条第3項に規定する第三級強姦罪又は第130.40条第3項に規定する第三級犯罪的性的行為罪の場合で，強制的強要に加え，性交，口淫若しくは肛門性交時に，被害者がかかる行為に同意しないことを明確に表明し，かつ，合理的な人物が，当該行為者の立場に置かれたとしたならば，四圍の事情の下で，当該被害者の言動が同意の欠如の表明と理解したであろうときの事情
3. 被害者が次に掲げるもののいずれかに該当する場合には，同意する能力がないとみなされる。
- (a) 17歳未満である場合
 - (b) 精神的に無能力である場合
 - (c) 精神的に能力が剥奪されている場合
 - (d) 身体的に無能力である場合

- (e) 州の矯正及び地域監督局又は病院の保護及び拘禁若しくは監督に付託されている場合であって、かつ、行為者が、当該被害者が同局又は病院の保護及び拘禁若しくは監督に付託されていることを知り、又は、合理的に知っているべき従業員である場合。本項にいう「従業員」とは、(i)自己の職務として、以下の業務を遂行する、州の矯正及び地域監督局の従業員：(A)拘禁、医学的若しくは精神保健上のサービス、カウンセリング、教育的プログラム、職業訓練、制度的仮釈放若しくは被収容者に対する直接的監督の提供を内容とする業務、若しくは、(B)釈放されて地域的監督に服することとなった者を監督する業務であり、当該従業員が行為時に被害者を監督し、若しくは被害者を監督してきた場合であって、かつ、行為時に当該被害者が地域的監督になお服している場合、(ii)その期間が矯正法第400条第2項に規定され、被収容者が行為時に拘禁されている、州の矯正施設若しくは病院において、拘禁、医学的若しくは精神保健上のサービス若しくは被収容者に対する直接的監督の提供を内容とする業務を、自己の職務として遂行する精神保健事務所の従業員、又は、(iii)矯正及び地域監督局との請負契約、若しくは、ボランティアの場合にあっては、同局との書面による合意に基づいて、行為時に被害者が収容されている州の矯正施設において、被収容者に対して直接的な業務を提供する、ボランティアを含む者であって、かつ、当該者が本項の規定に関する告知書を受領しているときをいう。
- (f) その期間が矯正法第400条第2項に規定され、地方矯正施設の保護及び拘禁に付託されている場合であって、かつ、行為者が、当該被害者と婚姻しておらず、当該被害者がかかる施設の保護及び拘禁に付託されていることを知り、又は、合理的に知っているべき従業員である場合。本項にいう「従業員」とは、当該被害者が付託されている地方矯正施設の従業員であり、被収容者に対し、拘禁、医学的若しくは精神保健上のサービス、教育的サービス又は職業訓練を内容とする職務を行う者をいう。本項にいう「従業員」には、地方矯正局との請負契約、若しくは、ボランティア若しくは州政府の従業員の場合には、同局との書面による合意に基づいて、被害者が行為時に収容されている地方矯正施設において、被収容者に対して直接的な業務を提供する、ボランティア、州の矯正及び地方監督局の従業員又は地方の保健、教育若しくは保護観察機関の従業員であって、かつ、当該者が本項の規定に関する告知書を受領しているときを含む。
- (g) 児童・家庭サービス事務所の宿泊観護に付託又は配置されている場合であって、かつ、行為者が、当該被害者と婚姻しておらず、当該被害者が児童・家庭サービス事務所の宿泊観護に付託又は配置されていることを知り、又は、合理的に知っているべき従業員である場合。本項にいう「従業員」とは、行為時に被害者が付託又は

配置されている児童・家庭サービス事務所又は宿泊施設の従業員であり，児童・家庭サービス事務所によって運営されている宿泊施設に付託又は配置された者に対し，拘禁，医学的若しくは精神保健上のサービス，カウンセリング，教育的サービス，職業訓練又は直接的監督の提供を内容とする業務を，自己の職務として遂行する者をいう。

- (h) 依頼人又は患者である場合であって，かつ，行為者が，第130.25条に規定する第三級強姦罪，第130.40条に規定する第三級犯罪的性的行為罪，第130.65-a条に規定する第四級加重性的虐待罪若しくは第130.55条に規定する第三級性的虐待罪で訴追されているヘルス・ケア・プロバイダー又はメンタル・ヘルス・ケア・プロバイダーである場合で，当該性的行為が，治療，診察，面談又は検査の間に行われたとき。
- (i)(i)精神保健事務所，(ii)発達障害者のための施設若しくは(iii)アルコール中毒及び濫用物質サービス事務所によって運営，許可若しくは保証されている宿泊施設の宿泊者若しくは入院患者である場合であって，かつ，行為者が，当該宿泊者又は入院患者と婚姻していない，当該施設の従業員であるとき。本項にいう「従業員」は以下のいずれかの者をいう。被害者がかかる施設の宿泊者若しくは入院患者であることを知り，又は，合理的に知っているべき，当該宿泊施設を運営している機関の従業員であり，かつ，宿泊者が宿泊している施設において，宿泊者に対し，直接的な看護，対処療法，医学的その他の治療，社会復帰訓練若しくは直接的な監督を提供する者。被害者がかかる施設の宿泊者であることを知り，若しくは，合理的に知っているべき，当該宿泊施設の公務員その他の従業員，顧問，契約者又はボランティアで，かつ，宿泊者又は入院患者と直接的に接触する者。ただし，本項の規定は，かかる施設を運営する機関との契約に基づいて，ボランティアの場合にはかかる施設との書面による合意に基づいて，サービスを提供する顧問，契約者又はボランティアが，本項の規定に関する告知書を受領している場合にのみ適用される。また，「従業員」には，サービスを現に受けている又は受けていた発達障害のある者であって，かかるサービスの提供者の従業員でもあり，かつ，性的接触に同意した成年者のサービス被提供者とかかる接触をした者は含まれない。
- (j) 警察官，保安官その他の法執行機関の職員により勾留又は拘置されている場合であって，かつ，行為者が，警察官，保安官その他の法執行機関の職員であって，(i)被害者を勾留又は拘置している者であるか，(ii)行為時に被害者が勾留又は拘置されていることを知り，又は，合理的に知っているべきとき。

第130.10条【性犯罪；制約；抗弁】

- 1．被害者が精神的に無能力である，精神的に能力が剥奪されている又は身体的に無能力であるために，同意能力を欠いていたことのみに基づいて，被害者の同意を欠いているとして，本条に基づいて訴追した場合には，被告人が，犯罪を構成する行為を行っていた時点において，かかる同意能力がないことの原因となる事実又は状況を知らなかったことは，法律上の抗弁となる。
- 2．正当な医学目的又はメンタル・ヘルス・ケア目的のために行われる行為は，本章第130.05条第3項(h)に規定する事情に基づいて同意能力がなかったとされる，本章各条の違反を構成しないものとする。
- 3．本章第130.05条第3項(h)に規定する事情に基づいて同意能力がなかったとされる，第130.25条に規定する第三級強姦罪，第130.40条に規定する第三級犯罪的性的行為罪，第130.65-a条に規定する第四級加重性的虐待罪又は第130.55条に規定する第三級性的虐待罪に基づいて訴追した場合には，依頼人又は患者が，ヘルス・ケア・プロバイダー又はメンタル・ヘルス・ケア・プロバイダーから，かかる行為は正当な医学的目的のために行われるものではない旨を明示的に忠告されていた後に，訴追の対象とされている当該行為に同意したことは，法律上の抗弁となる。
- 4．被害者が17歳未満である，精神的に無能力である，若しくは，依頼者若しくは患者であって，行為者がヘルス・ケア・プロバイダーであることにより，若しくは，被害者が，州の矯正及び地域監督局若しくは病院の保護及び拘禁若しくは監督に付託されていて，行為者が従業員であることにより，又は，第130.05条第3項(j)に掲げる事情のもと法執行機関に勾留又は拘置されていることにより，同意能力を欠いていたことのみに基づいて，被害者の同意を欠いているとして，本条に基づいて訴追した場合には，被告人が，被害者と本章第130.00条第4項に規定する婚姻していたことは，法律上の抗弁となる。

第130.16条【性犯罪；補強証拠】

同意の欠如が犯罪の成立要件となっており，それが被害者の精神的な障害又は無能力により同意する能力がないことのみによるものとされる，本章に規定される犯罪又はその未遂については，次に掲げる傾向のある他の証拠によって補強されない限り，被害者の証言のみによって有罪とすることはできない。

- (a) 実行行為が，事案によっては当該行為時において，当該被害者を性交，口淫，肛門性交又は性的接触に引き込むために行われたことを証明する；及び
- (b) 当該被告人を犯罪又はその未遂の実行と結びつける

第130.20条【性的不品行罪】

次に掲げる行為をしたときは、性的不品行で有罪とする。

- 1．彼又は彼女が、他人とその同意なく性交したとき
- 2．彼又は彼女が、他人とその同意なく口淫又は肛門性交したとき；又は
- 3．彼又は彼女が、動物又は人間の死体と性的行為をしたとき

性的不品行罪は、A級軽罪である。

第130.25条【第三級強姦罪】

次に掲げる行為をしたときは、第三級強姦罪で有罪とする。

- 1．彼又は彼女が、17歳未満であること以外の理由で同意能力を欠く他人と性交したとき
- 2．21歳以上である彼又は彼女が、17歳未満の他人と性交したとき；又は
- 3．彼又は彼女が、同意の欠如が同意能力を欠くこと以外の理由によるものである場合に、他人とその同意なく性交したとき

第三級強姦罪は、E級重罪である。

第130.30条【第二級強姦罪】

次に掲げる行為をしたときは、第二級強姦罪で有罪とする。

- 1．18歳以上である彼又は彼女が、15歳未満の他人と性交したとき；又は
- 2．彼又は彼女が、精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人と性交したとき。

行為時における被告人と被害者の年齢の差が4歳未満であることは、本条第1項に規定する第二級強姦罪に対する法律上の抗弁となる。

第二級強姦罪は、D級重罪である。

第130.35条【第一級強姦罪】

次に掲げる場合において、彼又は彼女が他人と性交したときは、第一級強姦罪で有罪とする。

- 1．強制的強要による場合
- 2．その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合
- 3．その他人が11歳未満である場合；又は
- 4．その他人が13歳未満であり、かつ、行為者が18歳以上である場合

第一級強姦罪は，B級重罪である。

第130.40条【第三級犯罪的性的行為罪】

次に掲げる行為をしたときは，第三級犯罪的性的行為罪で有罪とする。

- 1．彼又は彼女が，17歳未満であること以外の理由で同意能力を欠く他人と口淫又は肛門性交をしたとき
- 2．21歳以上である彼又は彼女が，17歳未満の他人と口淫又は肛門性交をしたとき；又は
- 3．彼又は彼女が，同意の欠如が同意能力を欠くこと以外の理由によるものである場合に，他人とその同意なく口淫又は肛門性交したとき

第三級犯罪的性的行為罪は，E級重罪である。

第130.45条【第二級犯罪的性的行為罪】

次に掲げる行為をしたときは，第二級犯罪的性的行為罪で有罪とする。

- 1．18歳以上である彼又は彼女が，15歳未満の他人と口淫又は肛門性交したとき；又は
- 2．彼又は彼女が，精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されているために同意能力を欠く他人と口淫又は肛門性交したとき。

行為時における被告人と被害者の年齢の差が4歳未満であることは，本条第1項に規定する第二級犯罪的性的行為罪に対する法律上の抗弁となる。

第二級犯罪的性的行為罪は，D級重罪である。

第130.50条【第一級犯罪的性的行為罪】

次に掲げる場合において，彼又は彼女が他人と口淫又は肛門性交したときは，第一級犯罪的性的行為罪で有罪とする。

- 1．強制的強要による場合
- 2．その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合
- 3．その他人が11歳未満である場合；又は
- 4．その他人が13歳未満であり，かつ，行為者が18歳以上である場合

第一級犯罪的性的行為罪は，B級重罪である。

第130.52条【強制的接触罪】

故意に，かつ，正当な目的なく次に掲げる行為をしたときは，強制的接触罪で有罪とする。

- 1．他人を墮落させ若しくは虐待する目的で，又は，自己の性的欲望を満たす目的で，他人の性器その他の人目につかない人体の部分に強制的に接触したとき
- 2．自己の性的欲望を満たす目的，及び，他人を墮落させ又は虐待する意図で，私的機関であると公的機関であるとを問わず，ニューヨーク州法又はその政令に基づいて交通を担う機関，権限者又は会社が運行するバス，電車又は地下鉄の乗客を性的接触に服従させたとき

第130.53条【持続的性的虐待罪】

第130.52条に規定する強制的接触罪，第130.55条に規定する第三級性的虐待罪又は第130.60条に規定する第二級性的虐待罪を犯した者で，かつ，何らかの理由により拘禁されていた期間を除いた過去10年以内に，第130.52条に規定する強制的接触罪，第130.55条に規定する第三級性的虐待罪，第130.60条に規定する第二級性的虐待罪又はその遂行若しくは未遂が重罪となる本章に規定する犯罪により，別個の機会に刑が科される別個の刑事手続において，2回以上にわたって，有罪宣告を受けたことがある者は，持続的性的虐待罪で有罪とする。

持続的性的虐待罪は，E級重罪である。

第130.55条【第三級性的虐待罪】

同意がないのに，他人を服従させて性的接触をさせた者は，第三級性的虐待罪で有罪とする。ただし，本条に基づく訴追においては，(a)当該他人が17歳未満であるために同意能力を欠いているということのみを理由として，同意が欠如しており，(b)当該他人が14歳を超え，かつ，(c)被告人が当該他人よりも5歳未満の範囲で年上であることは，法律上の抗弁となる。

第三級性的虐待罪は，B級軽罪である。

第130.60条【第二級性的虐待罪】

彼又は彼女が，他人を服従させて性的接触をさせた場合で，当該他人が次に掲げる場合であるときは，第二級性的虐待罪で有罪とする。

- 1．17歳未満であること以外の理由により，同意能力を欠いている場合
- 2．14歳未満である場合

第二級性的虐待罪は，A級軽罪である。

第130.65条【第一級性的虐待罪】

次に掲げる場合において、彼又は彼女が、他人を服従させて性的接触をさせたときは、第一級性的虐待罪で有罪とする。

- 1．強制的強要による場合
 - 2．その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合
 - 3．その他人が11歳未満である場合；又は
 - 4．その他人が13歳未満であり、かつ、行為者が21歳以上である場合
- 第一級性的虐待罪は、D級重罪である。

第130.65-a条【第四級加重性的虐待罪】

- 1．次に掲げる場合には、第四級加重性的虐待罪で有罪とする。
 - (a) 彼又は彼女が、他人の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に異物を挿入した場合であって、かつ、当該他人が、17歳未満であること以外の理由により、同意能力を欠いている場合
 - (b) 彼又は彼女が、他人の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に手指を挿入して身体的傷害を負わせた場合であって、かつ、当該他人が、17歳未満であること以外の理由により、同意能力を欠いている場合
- 2．正当な医学的目的で行われた行為は、本条の規定に違反しない。

第四級加重性的虐待罪は、E級重罪である。

第130.66条【第三級加重性的虐待罪】

- 1．次に掲げる場合において、彼又は彼女が、他人の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に異物を挿入したときは、第三級加重性的虐待罪で有罪とする。
 - (a) 強制的強要による場合
 - (b) その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合；又は
 - (c) その他人が11歳未満である場合
- 2．彼又は彼女が、他人の膣、尿道、陰茎、直腸又は肛門に異物を挿入して身体的傷害を負わせた場合であって、かつ、当該他人が、精神的に無能力である又は精神的に能力が剥奪されていることにより、同意能力を欠いている場合には、第三級加重性的虐待罪で有罪とする。
- 3．正当な医学的目的で行われた行為は、本条の規定に違反しない。

第三級加重性的虐待罪は、D級重罪である。

第130.67条【第二級加重性的虐待罪】

- 1．次に掲げる場合において，彼又は彼女が，他人の膣，尿道，陰茎，直腸又は肛門に手指を挿入して身体的傷害を負わせたときは，第二級加重性的虐待罪で有罪とする。
 - (a) 強制的強要による場合
 - (b) その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合；又は
 - (c) その他人が11歳未満である場合
- 2．正当な医学的目的で行われた行為は，本条の規定に違反しない。
第二級加重性的虐待罪は，C級重罪である。

第130.70条【第一級加重性的虐待罪】

- 1．次に掲げる場合において，彼又は彼女が，他人の膣，尿道，陰茎，直腸又は肛門に異物を挿入して身体的傷害を負わせたときは，第一級加重性的虐待罪で有罪とする。
 - (a) 強制的強要による場合
 - (b) その他人が身体的に無能力であるために同意能力を欠く場合；又は
 - (c) その他人が11歳未満である場合
- 2．正当な医学的目的で行われた行為は，本条の規定に違反しない。
第一級加重性的虐待罪は，B級重罪である。

第130.75条【第一級対児童連続性的行為罪】

- 1．3か月以上にわたり，次に掲げる行為をした者は，第一級対児童連続性的行為罪で有罪とする。
 - (a) 彼又は彼女が，11歳未満の子供と，少なくとも性交，口淫，肛門性交又は加重性的接触のうちの一を含む性的行為を2回以上行うこと；又は
 - (b) 18歳以上の彼又は彼女が，13歳未満の子供と，少なくとも性交，口淫，肛門性交又は加重性的接触のうちの一を含む性的行為を2回以上行うこと
- 2．別に訴追される犯罪が，本条に基づく訴追の対象となった期間以外に行われたものでない限り，同一被害者に対する他の性犯罪により重ねて訴追されることはない。
第一級対児童連続性的行為罪は，B級重罪である。

第130.80条【第二級対児童連続性的行為罪】

- 1．3か月以上にわたり，次に掲げる行為をした者は，第二級対児童連続性的行為罪で有罪とする。
 - (a) 彼又は彼女が，11歳未満の子供と，性的行為を2回以上行うこと；又は
 - (b) 18歳以上の彼又は彼女が，13歳未満の子供と，性的行為を2回以上行うこと

- 2．別に訴追される犯罪が、本条に基づく訴追の対象となった期間以外に行われたものでない限り、同一被害者に対する他の性犯罪により重ねて訴追されることはない。
- 第二級対児童連続性的行為罪は、D級重罪である。

第130.85条【女性器切除罪】

- 1．次に掲げる行為をした者は、女性器切除罪で有罪とする。
- (a) 18歳未満の他人の大陰唇、小陰唇若しくは陰核の全部又は一部を、故意に割礼、切除又は縫合すること
- (b) 18歳未満の子供の世話及び養育に法的責任と義務がある、親、後見人その他の者が、当該子供の大陰唇、小陰唇若しくは陰核の全部又は一部の割礼、切除又は縫合に同意すること
- 2．かかる割礼、切除及び縫合は、当該行為が次に掲げる場合には、本条の規定に違反しない。
- (a) 当該行為が施される者の健康にとって必要であり、施術地において、開業医として許可を受けた者によって行われる場合
- (b) 陣痛中の又は出産直後の者に対し、当該陣痛又は出産に関する医学的目的で、施術地において、開業医若しくは助産師、又は、開業医若しくは助産師になるための訓練中の者として許可を受けた者によって行われる場合
- 3．本条第2項(a)の適用に当たっては、かかる行為が信仰から施される者又は習慣若しくは儀式として施される者に対する影響を考慮してはならない。
- 女性器切除罪は、E級重罪である。

第130.90条【禁制薬物により性犯罪を促進する罪】

- 次に掲げる行為をした者は、禁制薬物により性犯罪を促進する罪で有罪とする。
- 1．故意かつ違法に、禁制薬物又は入手するのに処方箋が必要な調合薬、合成薬、混合薬若しくは薬物を所持し、かつ、他人に対し、その同意がないのに、本章に規定する重罪を構成する行為を当該他人に行う意図を有して、かかる禁制薬物又は入手するのに処方箋が必要な調合薬、合成薬、混合薬若しくは薬物を投与し；かつ
- 2．本章に規定する重罪を構成する行為を実行する、又は、実行に着手すること
- 禁制薬物により性犯罪を促進する罪は、D級重罪である。

第130.91条【性的動機による重罪】

- 1．自己の性欲を満たすことのみを目的として、又は、それを重要な目的として、特定

犯罪を行ったときは、性的動機による重罪を犯したこととする。

2. 「特定犯罪」とは、次に掲げる規定の重罪のことをいう：第120.05条に規定する第二級暴行罪，第120.10条に規定する第一級暴行罪，第120.06条に規定する第二級集団暴行罪，第120.07条に規定する第一級集団暴行罪，第120.60条に規定する第一級ストーカー行為罪，第121.12条に規定する第二級窒息罪，第121.13条に規定する第一級窒息罪，第125.15条に規定する第二級故殺罪，第125.20条に規定する第一級故殺罪，第125.25条に規定する第二級殺人罪，第125.26条に規定する加重殺人罪，第125.27条に規定する第一級殺人罪，第135.20条に規定する第二級拐取罪，第135.25条に規定する第一級拐取罪，第140.20条に規定する第三級不法侵入罪，第140.25条に規定する第二級不法侵入罪，第140.30条に規定する第一級不法侵入罪，第150.15条に規定する第二級放火罪，第150.20条に規定する第一級放火罪，第160.05条に規定する第三級強盗罪，第160.10条に規定する第二級強盗罪，第160.15条に規定する第一級強盗罪，第230.30条に規定する第二級売春促進罪，第230.32条に規定する第一級売春促進罪，第230.33条に規定する売春強要罪，第230.34条aに規定する児童性的取引罪，第235.22条に規定する第一級対未成年者わいせつ物頒布罪，第263.05条に規定する性的興行児童使役罪，第263.10条に規定する児童わいせつ性的興行主催罪，第263.15条に規定する児童性的興行主催罪又はこれら犯罪の未遂罪若しくは共謀罪

第130.95条【捕食的性的暴行罪】

彼又は彼女が、本章に規定する、第一級強姦罪，第一級犯罪的性的行為罪，第一級加重性的虐待罪又は第一級対児童連続性的行為罪を犯し、かつ、次に掲げる場合に該当するときは、捕食的性的暴行罪で有罪とする。

1. 犯罪の実行中若しくはその場から逃走する際、彼又は彼女が
 - (a) 犯罪の被害者に対して重大な身体的傷害を与えた場合；若しくは
 - (b) 危険な道具を用いる若しくは直ちに使う旨脅迫した場合
2. 彼又は彼女が、被害者に加えて更に1人以上の者に対し、本章に規定する第一級強姦罪，第一級犯罪的性的行為罪，第一級加重性的虐待罪若しくは第一級対児童連続性的行為罪を構成する行為を行った場合；又は
3. 彼又は彼女が、本章に規定する重罪，本編第225.25条に規定する近親相姦罪若しくは本編第263.05条に規定する性的興行児童使役罪により、過去に有罪宣告を受けていた場合

捕食的性的暴行罪は、A 級重罪である。

第130.96条【捕食的対児童性的暴行罪】

18歳以上の者が、本章に規定する、第一級強姦罪、第一級犯罪的性的行為罪、第一級加重性的虐待罪又は第一級対児童連続性的行為罪を犯した場合で、かつ、被害者が13歳未満である場合には、捕食的対児童性的暴行罪で有罪とする。

捕食的対児童性的暴行罪は、A 級重罪である。

第255.25条【第三級近親相姦罪】

姻族であるかどうかにかかわらず、先祖、子孫、全血若しくは半血の兄弟姉妹、おじ、おば、甥又は姪という関係にあることを知っている者と婚姻し、性交、口淫、肛門性交をした者は、第三級近親相姦罪で有罪とする。

近親相姦罪は、E 級重罪である。

第255.26条【第二級近親相姦罪】

姻族であるかどうかにかかわらず、先祖、子孫、全血若しくは半血の兄弟姉妹、おじ、おば、甥又は姪という関係にあることを知っている者に対し、第130.30条に規定する第二級強姦罪、第130.45条に規定する第二級犯罪的性的行為罪を行った者は、第二級近親相姦罪とする。

近親相姦罪は、D 級重罪である。

第255.27条【第一級近親相姦罪】

姻族であるかどうかにかかわらず、先祖、子孫、全血若しくは半血の兄弟姉妹、おじ、おば、甥又は姪という関係にあることを知っている者に対し、第130.35条第3号及び第4号に規定する第一級強姦罪、第130.50条第3号及び第4号に規定する第一級犯罪的性的行為罪を行った者は、第一級近親相姦罪で有罪とする。

近親相姦罪は、B 級重罪である。

○ 刑事訴訟法

第30.10条【公訴の時宜，時効期間】

- 1．刑事の手續は，本条の以下の各項に規定する時効期間内に開始されなければならない。
 - (a) A級重罪，刑法第130.35条に規定する第一級強姦罪，刑法第130.50条に規定する若しくは規定していた罪，刑法第130.70条に規定する第一級加重性的虐待罪，又は刑法第130.75条に規定する第一級対児童連続性的行為罪の公訴は，いつでも開始することができる。
 - (b) その他重罪の公訴は，その行為から5年以内に開始されなければならない。
 - (c) 軽罪の公訴は，その行為から2年以内に開始されなければならない。
 - (d) (略)
- 3．第2項の規定にかかわらず，刑事の手續の開始のための時効期間は，下記に示される場合においては下記のとおり延長される。
 - (a) ~ (d) (略)
 - (e) 刑法第130.80条に規定する第二級対児童連続性的行為罪の公訴は，最も直近の性的行為の遂行の5年以内に開始されればよい。
 - (f) 本条第2項(a)に規定される性犯罪を除き，18歳未満の児童に対して行われた刑法第130条に規定する性犯罪，18歳未満の児童に対して行われた刑法第255.27条，第255.26条及び第255.25条に規定する第一級，第二級及び第三級近親相姦罪又は刑法第263.05条に規定する性的活動における児童の悪用の罪に関する公訴については，時効期間は，23歳に達するか又はその罪が法執行当局若しくは州の児童虐待若しくは児童酷使に関する州中央登録に報告されるまで，進行を開始しない。
 - (g) (略)
- 4．(略)